

# 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊新発田駐屯地  
第382会計隊長 大崎 新悟

一般競争入札について、下記のとおり公告する。

## 1 一般競争に付する事項

### (1) 件 名 等

件 名	規 格	単 位	数 量	備 考
油污水泥収集運搬処理役務	仕様書のとおり	式	1	新発田駐屯地及び小舟渡通信所の油水分離槽内汚泥等の収集運搬・処分

(2) 履 行 期 間 令和7年4月1日(火) ~ 令和8年3月31日(火)

(3) 履 行 場 所 陸上自衛隊新発田駐屯地 (新潟県新発田市大手町6-4-16)  
情報本部小舟渡通信所 (新潟県新発田市小舟町3-2-12)

## 2 入札参加資格

(1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) **令和4・5・6年度又は令和7・8・9年度(申請中の場合は申請中の旨を入札時に証明できる者であること)の一般競争(指名競争)の決定を受けた者のうち「役務の提供」の等級がD以上に格付けされ、競争参加地域が関東・甲信越地区の競争参加資格を有する者であること。**

(4) **都道府県知事等から産業廃棄物(汚泥)の収集運搬及び処分の許可を得ている者であること。**

(5) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の処置を受けている期間中でないこと。

(6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係にある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造もしくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

(8) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する役務等から排除する要請があり、当該状態が継続している以外の者であること。

## 3 入札及び契約心得を示す場所

- 陸上自衛隊新発田駐屯地 第382会計隊 契約班
- 東部方面会計隊ホームページ

## 4 説 明 会

実施しない。ただし、現地確認等を実施したい場合は事前に申し出ること。

## 5 入 札 日 時 等

(1) 日 時 令和7年3月27日(木) 13:30

(2) 会 場 陸上自衛隊 新発田駐屯地 1050号建物(業務隊舎)3階 駐屯地教場

## 6 入 札 条 件

(1) 入 札 金 額 税抜き単価で記載すること。

(2) 再 度 入 札 1回の入札で落札決定できない場合、直ちに再度入札を実施する場合がある。

(3) 郵 便 入 札 郵便入札は可とする。(再度入札を行う際は別示する。)

## 7 落 札 決 定 方 法

(1) 単価で、かつ当該所定の予定価格の範囲内で最低の金額をもって入札をした者を落札者とする。

(この際、落札判定は入札書に記載された年間の総価をもって判断する。)

(2) 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

## 8 保 証 金

(1) 入 札 保 証 金 免除

(2) 契 約 保 証 金 免除

## 9 違 約 金 等

(1) 落札者が契約を結ばない場合、落札単価に予定数量を乗じた金額に消費税相当額を加算して得た額の5/100を徴収する。

(2) 落札者が契約を履行しない場合、契約単価に予定数量を乗じた金額に消費税相当額を加算して得た額の10/100を徴収する。

(3) 遅延賠償については、遅延部分1日につき1/1000に相当する金額以上を徴収する。

## 10 入 札 の 無 効

(1) 第2項に示す競争入札に参加する資格のない者が行った入札

(2) 電報、電話、ファックス等による入札

(郵便による入札参加は可能とするが、入札日時の1時間前までに当隊に到着した分までを有効とする。ただし、到着の確認は発送者の責により行うものとする。)

(3) 入札書に記載された入札金額、件名、及び入札者の氏名が判別しがたい場合(入札者の記名にあたっては、代表者(責任者)のほか担当者の氏名を記載の上、連絡先も記載すること。ただし、代表者(責任者)が記名・押印する場合は、担当者の氏名及び連絡先の記載は不要とする。)

(4) 入札書に記載された金額が訂正されている場合

(5) 「公共事業等からの暴力団排除の推進」に基づき、入札者等が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(6) その他入札に関する条件に違反した場合

11 契約書の作成(締結)等

- (1) 落札者は、当隊所定の様式により遅滞なく契約書を作成し提出するものとする。
- (2) 作成(締結)日:令和7年4月1日(火)(契約期間は令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)とする。)

12 適用する契約条項

- (1) 談合等の不正行為に関する特約条項
- (2) 暴力団排除に関する特約条項
- (3) 単価契約に関する特約条項

12 その他

- (1) 入札参加希望者は令和7年3月25日(火)16時00分までに**一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一資格)の資格審査結果通知書の写し及び市場価格調査書**を持ち込み、郵送またはFAXで提出するものとする。
- (2) 郵便による入札は令和7年3月26日(水)16時00分までに必着とし、封書には会社名・入札日時・件名及び朱書で「入札書在中」と金融し、郵送すること。また、事前に郵送等に入札を行う旨の連絡をすること。
  - (1) 委任状 代表者でない者が入札する場合、入札時に委任状を提出すること。
  - (2) 資格決定通知書 入札開始前までに、第2項の(3)で示す資格を証明する書類の写しを提出すること。
  - (3) 許可証 入札開始前までに、第2項の(4)で示す許可証の写しを提出すること。
  - (4) 初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の日時等は次のとおりとする。  
ア 日時:令和7年3月28日(金) 10時15分  
イ 場所:陸上自衛隊新発田駐屯地 幹部食堂
- (5) 連絡先 〒957-8530 新潟県新発田市大手町6-4-16 陸上自衛隊 新発田駐屯地  
第382会計隊 契約班 担当:石川  
電話:0254-22-3151(内線336) FAX:0254-22-4666(直通)